

大仙市最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事又は製造その他についての請負（以下「工事等」という。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するとともに、安値受注を未然に防止するため、最低制限価格制度の適用の設定に関し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、秋田県土木工事標準積算基準及び秋田県営繕工事積算基準並びに秋田県設計業務等標準積算基準書において使用する用語の例による。

(設定対象)

第3条 最低制限価格制度を適用する工事等に係る競争入札は、次に掲げるものであって、かつ、発注者が特に必要があると認めたものとする。

- (1) 建設工事、建設コンサルタント業務等のうち、低入札価格調査制度を適用する以外のものに係る競争入札
- (2) 競争入札に付する製造その他についての請負（建設コンサルタント業務等を除く。）に係る競争入札

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格の設定に当たっては、建設工事においては大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領（平成17年4月1日施行）第2条、建設コンサルタント業務等においては大仙市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日施行）第2条に定める調査基準価格の算定と同様とする。

2 製造その他についての請負（建設コンサルタント業務等を除く。）については、入札金額の低い順に有効な入札参加者数に10分の6を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）に達するまでの入札参加者に係る入札額の平均額に10分の8から1までの範囲内の数値で定める失格値を乗じて得た額（百円未満の端数は切り捨てる。）を最低制限価格とする。ただし、有効な入札参加者数が3者以下の場合は、入札比較価格に10分の7を乗じて得た額（百円未満の端数は切り捨てる。）を最低制限価格とする。

(入札参加者への告知)

第5条 最低制限価格制度を適用する入札を実施する場合には、入札公告、指名通知及び入札説明書において最低制限価格制度を適用する旨を記載し、入札参加者に告知しなければならない。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格を以て申込みをした者が存在しないときは、改めて入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を当該入札に参加させないものとする。

ただし、改めて行う入札に際して、設計内容の見直し等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。